

【参考1】都市防災総合推進事業の事業メニュー

1. 災害危険度判定調査

[目的]

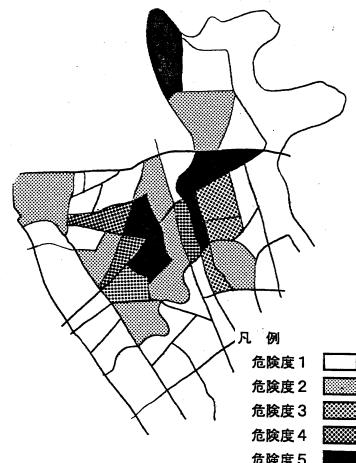
地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、これを公表することにより、住民自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

[交付対象]

建築倒壊や火災の危険性、消防・避難活動の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査

[事業主体] 地方公共団体、防災街区整備推進機構

[交付率] 1／3



<災害危険度判定調査の例>

2. 盛土による災害防止のための調査

[目的]

盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握のために必要な調査を行う。

[交付対象]

盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の恐れがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査

[事業主体] 地方公共団体

[交付率] 1／3

3. 住民等のまちづくり活動支援

[目的]

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

[交付対象]

- ・住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・地区のまちづくり方針の作成

[事業主体] 地方公共団体、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体

[交付率] 1／3

4. 事前復興まちづくり計画策定支援

[目的]

地方自治体の被災時の早期かつ的確な復興を可能にするため、事前復興まちづくり計画策定を支援する。

[交付対象]

- ・事前復興まちづくり計画策定

[事業主体] 地方公共団体

[交付率] 1／3

5. 地区公共施設等整備

[目的]

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路・公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の避難場所の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

[交付対象]

- ・密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・道路^{※1}又は公園、広場等の地区公共施設^{※2}
- ・地区緊急避難施設^{※3}（避難センター、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、感染症対策に資する設備等の整備）

[事業主体] 地方公共団体、防災街区整備推進機構等

[交付率] 1／2（用地費は1／3）又は2／3※4

※1：工事費は幅員4m以上のもの、用地費は幅員4mを超える部分（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域はそれ以下も含む）、補償費は幅員6m（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域は4m）以上のものに限る。

※2：重点密集市街地からの迅速な避難の確保のために必要な避難経路を整備する場合の「避難経路転換用地」の取得等に係る費用を含む。

※3：地区緊急避難施設は、以下のいずれの要件にも該当する災害時の住民等の緊急的な避難に必要な地区単位の避難施設とする

- ①災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所であること（市町村長が指定することが確実である施設を含む。）
- ②災害対策基本法に基づく地区防災計画等の市町村内の一定の地区内の住民等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。
- ③避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること（既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整備するものを含む）。

※4：南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項に規定する津波

避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であつて、「津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準」に適合するものについての交付率は2／3

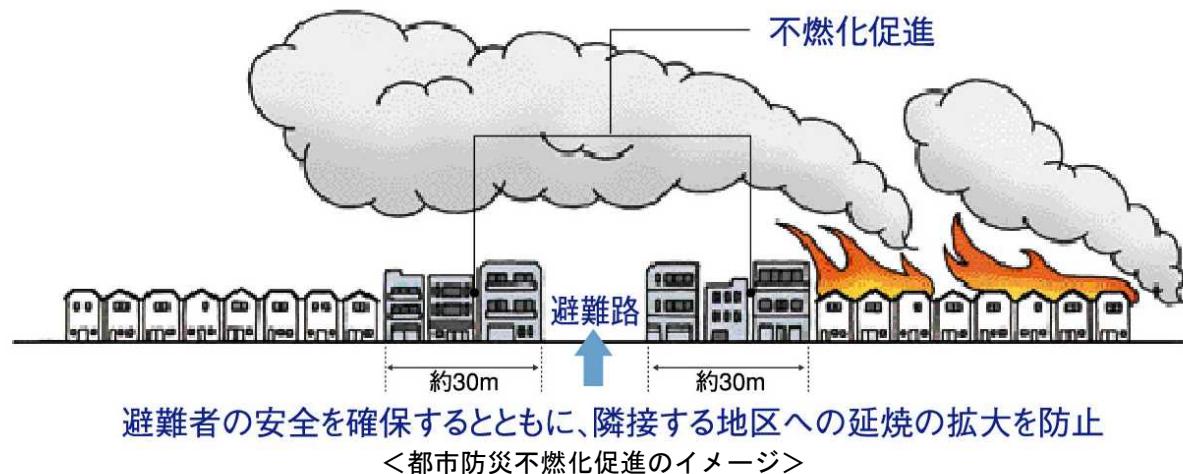
6. 都市防災不燃化促進

[目的]

避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図る。

[交付対象]

- ・避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域（不燃化促進区域）における耐火建築物又は準耐火建築物の建築費及び建築物の除却費、補償費への助成
- ・現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等



[事業主体] 地方公共団体

[交付率] 1／2 (調査等は1／3)

7. 木造老朽建築物除却事業

[目的]

地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）において、延焼危険性の大きな要因となっている木造老朽建築物の除却を推進し、密集市街地の早期改善を図る。

[交付対象]

木造老朽建築物の除却に係る調査費、設計費、工事費

[事業主体] 民間事業者

[交付率] 1／3

(地方公共団体の補助に要する費用の1／2又は当該事業に要する費用の1／3のいずれか低い額)

※除却の規模

- ・除却する木造老朽建築物の敷地の面積が100m²以上であること（隣接する敷地の木造老朽建築物をあわせて除却することなどにより、一体的に100m²以上の空地となる場合を含む。）

※除却後の土地利用

- ・防災上有効な空地として適切に管理されること
- ・建築物を建築する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物が建築されること

8. 被災地における復興まちづくり総合支援事業

[目的]

大規模な災害により被災した被災地^{*1、2}を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

[交付対象（交付率）]

（1）復興まちづくり計画策定支援（1／2）

- ・復興まちづくり計画の策定及び付随する調査
- ・住民合意形成等のコーディネート

（2）復興に向けた公共施設等整備

- ・災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（1／2）

「地区公共施設等整備」と異なり、整備する道路の規模要件がない

- ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等（高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設）（1／3^{*3}）

（3）復興まちづくり施設整備助成（1／3、間接補助）

- ・共同施設整備
- ・復興まちづくり支援施設整備（地方公共団体が自ら所有・管理するものは除く）
- ・修景施設整備

[事業主体] 地方公共団体

※1：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

※2：地区防災計画や市町村マスターPLAN等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

※3：景観法に基づく景観計画区域等及び被災市街地復興特措法に規定する被災市街地復興推進地域

は1／2



<事業イメージ>

【対象地域等】

交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

	災害危険度 判定調査	住民等の まちづくり 活動支援	事前復興 まちづくり 計画策定支援	地区公共 施設等整備	都市防災 不燃化促進	木造老朽建築 物除却事業	被災地における 復興まちづくり 総合支援事業
大規模地震発生の可能性の高い地域※ ¹	○	○	○	○	○		
三大都市圏の既成市街地等					○		
指定都市、道府県庁所在都市					○		
重点密集中心市街地※ ² を含む市町村		○	○	○	○	○	重点密集中心市街地に限る
D I D 地区	○	○	○	○	○		
災害の危険性が高い区域※ ³ を含む市街地※ ⁴	○	○	○	○			
大規模な災害による被災地※ ^{5、6}							○
事業主体	地方公共団体、防災街区整備推進機構	地方公共団体、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体	地方公共団体	地方公共団体、防災街区整備推進機構 等	地方公共団体	民間事業者	地方公共団体 等
交付率	1/3	1/3	1/3	1/2, 1/3 2/3※ ⁷	1/2 (調査1/3)	1/3	1/2, 1/3

注) 盛土による災害防止のための調査については、地区要件は設けていない。

※1：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※2：住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」

※3：災害の危険性が高い区域とは、以下のいずれかの区域(指定等が確実である区域を含む。)とする。ただし、地区公共施設等整備について、当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は隣接する区域を含む。

- ・洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域(水防法)
- ・土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む)(土砂災害防止法)
- ・津波災害警戒区域(津波災害特別警戒区域を含む)、推進計画の区域(津波地域づくり法)
- ・火山災害警戒地域(活動火山特別措置法)
- ・上記の他、国又は地方公共団体により災害の発生の危険性が明示され、警戒避難体制がとられている区域(水防法対象外の中小

河川の浸水想定に基づくハザードマップ等)

※4：「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の独立した家屋が10戸以上隣接している地域

※5：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

※6：地区防災計画や市町村マスター・プラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

※7：南海トラフ地震特措法第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特措法第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、「津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準」に適合するものに限る。